

2022年7月15日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 御中

(FAX 048-829-7444)

株式会社 レアル

代表取締役 小野田和則

住所

〒151-0071 東京都渋谷区本町3-22-1 松本ビル1F

TEL

TEL 03-5302-5589

FAX

## 回答書

### 第1の1(1)について

令和2年2月14日～8月27日の回答と令和3年以降の貴団体に対する回答に整合性が取れていないという指摘ですが、令和2年時点の回答は令和元年以前の運営状況を元に回答しております。ご承知の通り、令和2年以降、劇的な社会状況の変化がございました。この社会状況の変化に伴い、レッスン人数やオーディション開催回数、入学回数などを大幅に変更しております。かつての規模でのレッスン人数、オーディション回数、入学回数は新型コロナウイルスが日常となった現在において、採用することは困難です。

令和3年以降介入された貴団体に対する返答は、新型コロナウイルスにともなう、弊社のオペレーションを社会状況に合わせて変更した最新のものを回答したものです。

### 第1の1(2)について

弊社の芸能に対する姿勢をご理解いただきたく、記載したのになります。

### 第1の1(3)について

弊社は総合考慮の上、運営をしております。より緻密かつ厳密な鑑定、解釈をすれば何ら法律上問題のない事項であっても社会的存在であることを強く意識した上、疑義をなくした運営をする必要があると考えました。

芸能という業界は、令和の現時点においても、昔ながらの慣習を強く残し、いわば慣習法に基づく慣習がある業界です。

弊社は、芸能の世界に存在する曖昧模糊な慣習をなるべく排するべく、契約者様には、契約書なども作成交付し、コンプライアンスに関して、他者から指をさされないよう業務をしてきたつもりです。今後はその契約書などに関して

も、今まで以上に、より厳密に契約者様の利益になるように解釈をし、規約などの全面的な見直しをしている状況です。

また弊社は製作映画のオーディションを行っておりますが、現在エキストラ募集を行っておりません。経営上、製作映画のオーディションにきた人材とエキストラ募集にきた人材との間に、熱意の相違を感じる事があったからです。もちろんエキストラ募集にきた人材の中には、熱意のある素晴らしい人材が多数いたことは付言しておきます。弊社が制作した映画はどこの世界に出しても恥ずかしくない作品であると自負しております。結果は紙一重の世界です。遠くない未来において、「カメラを止めるな」のような大ヒット作品が誕生すると確信をしております。

#### 第1の1(4)について

弊社がお願いした解決案の提示について、検討が出来かねるというご回答なので、特に弊社から意見はございません。

#### 「2 当会としての見解」について

貴団体から弊社に対するアドバイスのような趣旨なので、特に弊社からの意見はございません。

弊社のレッスンは業界トップレベルのタレントが講師となり、少人数制の個別指導が売りとなっております。携帯電話の会社などは本体を格安にして、他の箇所ですべて的に収支を合わせるという営業をしている会社もあると聞きます。

しかし、弊社は金銭の関わる内容に関しては明朗快活を意識し、価格の改定をしたいと考えております。

弊社の姿勢として、業界トップレベルのタレントによるレッスンをリーズナブルに受講していただきたいという考えに変化は一切ございません。業界トップレベルのタレントによるレッスンによって、受講生様のモチベーションも違いますし、成長速度も全く異なります。受講生様が業界トップレベルの講師陣から個別に指導、声をかけられることによって、成長するスピードは素晴らしいものがあります。

弊社は今後も講師陣に関しては一切妥協せず、業界トップレベルの講師陣による少人数による個別指導をリーズナブルな値段で受講生様に提供をしていきます。そして、映画製作において、50年後も100年後も語られる映画を製作したい。その気持ちをもって、弊社は運営をしております。

弊社に対するアドバイスをいただきありがとうございました。

#### 「第2 申し入れ事項」について

弊社は、利益の全てを、タレント育成、売り込み、映画製作費に金銭を投入

している事務所です。法務部に関して、充実した金銭を投下できるような大手とは違います。本件において、より緻密な鑑定、解釈をすれば、法律上なんらの問題のない事項であっても、高額な資金をつかって防御をすることは不可能です。

しかし、この度指摘されたことについて、より疑義をなくすよう規約の全面的な見直しなどをしております。ご指摘された規約 9 条については、現在停止改善をして返金対応をしております。

会社の社会的な責任として、厳密に鑑定、解釈をすれば「消費者契約法 9 条」に抵触する可能性がなくても、より疑義をなくすよう規約を改正する必要が仁義上あると考えました。

したがって、既述のように規約 9 条については、現在停止改善をして返金対応をしております。解約についても、入学金の返還などを行っております。

また入学金についても、受講生様に負担のないよう本年 4 月より大幅な引き下げを行いました。

以上、ご回答させていただきます。

#### 終わりに

芸能というものが厳しい社会状況になったと認識しております。しかし、芸能の持つパワーを信じ、芸能のパワーによって、社会貢献をしていきたいと考えております。いままで引きこもり傾向のあった受講生様が、レッスンによって笑顔が出る。ミーティングにおいては積極的に発言をするようになる。親御さんから、感謝の電話をいただくこともございます。芸能の持つパワーというのは計り知れません。

タレントとして、デビューしても、その中で生き残るのはさらに厳しい世界です。レッスンにレッスンを重ねなければなりません。そのうえで、運もあります。

弊社は家族的な事務所であり、会社員などをしている元受講生様が弊社に顔を見せることもあります。かつてはやんちゃで言葉使いなども指導をした元受講生様がお土産をもってきてくれて、弊所のスタッフと思い出話をすることもあります。

タレントとしてデビューをしてもらい、トップクラスのタレントになる。弊社はもちろんこれを目標にレッスンをしております。しかし、副次的ではありますが、人間として社会に通用する人材も育てることに貢献できていると感じることもあります。

弊社の芸能に対する姿勢をご理解いただけたら幸いです。

以上